目　次

ページ
序文 …… 1
1　適用範囲 …… 1
2　引用規格 …… 2
3　用語及び定義 …… 3
4　一般要求事項 …… 4
5　試験のための一般条件 …… 4
6　分類 …… 4
7　表示，及び取扱説明又は据付説明 …… 5
8　充電部への接近に対する保護 …… 7
9　モータ駆動機器の始動 …… 7
10　入力及び電流 …… 7
11　温度上昇 …… 7
12　（規定なし） …… 7
13　動作温度での漏えい電流及び耐電圧 …… 7
14　過渡過電圧 …… 7
15　耐湿性等 …… 8
16　漏えい電流及び耐電圧 …… 8
17　変圧器及びその関連回路の過負荷保護 …… 8
18　耐久性 …… 8
19　異常運転 …… 8
20　安定性及び機械的危険 …… 9
21　機械的強度 …… 9
22　構造 …… 9
23　内部配線 …… 11
24　部品 …… 11
25　電源接続及び外部可とうコード …… 12
26　外部導体用端子 …… 12
27　接地接続の手段 …… 12
28　ねじ及び接続 …… 13
29　空間距離，沿面距離及び固体絶縁 …… 13
30　耐熱性及び耐火性 …… 13
31　耐腐食性 …… 13
32　放射線，毒性その他これに類する危険性 …… 13
附属書 …… 14
附属書 JAA（参考）機器分類及び要求レベル …… 15
ページ

JIS DRAFT 2022/07/29

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

参考文献 …… 18
附属書 JBB（参考）JIS と対応国際規格との対比表 …… 19

JIS DRAFT 2022/07/29

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は，産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき，一般社団法人日本ホームヘルス機器協会（HAPI）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から，産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり，日本産業標準調査会の審議を経て，経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって，**JIS C 9335-2-60**:2017 は改正され，この規格に置き換えられた。

この規格は，著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が，特許権，出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は，このような特許権，出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について，責任はもたない。

JIS C 9335 規格群（家庭用及びこれに類する電気機器の安全性）は，約 100 規格に及ぶ部で構成されているが，この規格では省略した。

なお，全ての部の構成は，**JIS C 9335-1**:2014 の“まえがき”に記載されている。

JIS DRAFT 2022/07/29

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

日本産業規格（案）　JIS C 9335-2-60 : 9999

家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-60 部：渦流浴槽機器，渦流スパ及びこれらに類する機器の個別要求事項

Household and similar electrical appliances—Safety—Part 2-60: Particular requirements for whirlpool baths, whirlpool spas and similar appliances

JIS DRAFT 2022/07/29

序文

この規格は，2017 年に第 4 版として発行された **IEC 60335-2-60** を基とし，我が国の配電事情などを考慮し，技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお，この規格で，細分箇条番号の後に“A”から始まるラテン文字の大文字を付記した細分箇条番号及び**附属書 JAA** は，対応国際規格にはない事項である。また，点線の下線を施してある箇所は，対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて，**附属書 JBB** に示す。

この規格は，**JIS C 9335-1**:2014 と併読する規格である。

この規格の箇条などの番号は，**JIS C 9335-1**:2014 と対応している。**JIS C 9335-1**:2014 に対する変更は，次の表現を用いた。

－ “**置換**”は，**JIS C 9335-1**:2014 の該当する箇所の要求事項を，この規格の規定に置き換えることを意味する。

－ “**追加**”は，**JIS C 9335-1**:2014 の該当する箇所の要求事項に，この規格の規定を追加することを意味する。

変更する箇所に関する情報が必要な場合には，これらの表現に続く括弧書きで示している。

JIS C 9335-1:2014 に追加する細分箇条番号は，**JIS C 9335-1**:2014 の箇条番号の後に“**101**”からの番号を付けている。

1　適用範囲

置換（**箇条 1** 全てを，次に置き換え適用する。）

この規格は，家庭用及びこれに類する屋内用及び屋外用の渦流浴槽機器，渦流スパ及びこれらに類する機器であって，定格電圧が単相機器の場合には 250 V 以下，その他の機器の場合には 480 V 以下のもの（以下，機器という。）の安全性について規定する。

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

この規格は，既設の浴槽に空気を供給したり，その水を循環させたりする機器にも適用する。

通常，家庭で用いない機器でも，ホテル，フィットネスセンター及びこれに類する場所において，一般人が用いる機器のような，一般大衆への危険源となる機器も，この規格の適用範囲に含む。

この規格では，住宅の中及び周囲で，機器に起因して人が遭遇する共通的な危険性を可能な限り取り扱う。ただし，この規格では，通常，次のような状態については規定していない。

－ 次のような人（子供を含む。）が監視又は指示のない状態で機器を安全に用いることが不可能な場合。

・ 肉体的，知覚的又は知的能力の低下している人

・ 経験及び知識の欠如している人

－ 子供が機器で遊ぶ場合。

注記 1 この規格の適用に際しては，次のことに注意が必要である。

－ 消費生活用製品安全法による経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十九年三月五日通商産業省令第十八号）（以下，消費生活用製品安全法の技術基準省令という。）で，追加要求事項が規定されている。

－ 車両搭載用機器，船舶搭載用機器又は航空機搭載用機器には，要求事項の追加が必要になる場合がある。

－ 厚生関係機関，労働安全管轄機関，水道当局，その他の当局によって，追加要求事項を規定する場合がある。

注記 2 この規格は，次のものへの適用は意図していない。

－ 水泳プール及び運動練習プールの水循環用機器

－ 水泳プール用クリーニング機器

－ 医用電気機器（**JIS T 0601-1**）

－ 腐食性又は爆発性の雰囲気（じんあい，蒸気又はガス）が存在するような特殊な状況にある場所で用いる機器

－ 水を用いた足マッサージ器（**JIS C 9335-2-32**）

注記 3 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を，次に示す。

IEC 60335-2-60:2017，Household and similar electrical appliances－Safety－Part 2-60: Particular requirements for whirlpool baths and whirlpool spas（MOD）

なお，対応の程度を表す記号“MOD”は，**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき，“修正している”ことを示す。

2 引用規格

この規格で用いる引用規格は，次によるほか，**JIS C 9335-1**:2014 の**箇条 2** による。

追加

JIS C 0364-7-701 低圧電気設備－第 7-701 部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－バス又はシャワーのある場所

注記 対応国際規格における引用規格：**IEC 60364-7-701**，Low-voltage electrical installations－Part 7-701: Requirements for special installations or locations-Locations containing a bath or shower

JIS C 8300 配線器具の安全性

JIS DRAFT 2022/07/29

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

JIS C 9335-1:2014　家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 1 部：通則

3　用語及び定義

用語及び定義は，次によるほか，**JIS C 9335-1**:2014 の**箇条 3** による。

3.1.9　置換（**3.1.9** 全てを，次に置き換え適用する。）

通常動作（normal operation）

次の条件の下で，機器を運転したときの状態

a) 渦流浴槽機器及び渦流スパは，供給する浴槽及び既設の浴槽がオーバーフロー防止機構をもつ場合には，その構造上許される最高水位まで水を満たす。

b) オーバーフロー防止機構のない場合には，浴槽の一番上から 150 mm 下の水位，又は取扱説明書に記載する最高水位のいずれか不利な方まで水を満たす。

c) 既設の浴槽と一緒に用いる浴槽内使用機器の場合には，約 500 mm の水位，又は取扱説明書に記載する最高水位のいずれか不利な方まで水を満たす。

3.5.1

可搬形機器（portable appliance）

追加（“運転中に移動することを”で始まる定義文の後に，次を追加する。）

注釈 1　持ち運び可能な渦流スパは，可搬形機器には含まない。

追加

3.5.101

持ち運び可能な渦流スパ（transportable whirlpool spa）

使用のために別の場所に移動する目的で，時々設置及び分解することを意図した渦流スパ

3.5.102

渦流浴槽機器（whirlpool baths）

人が湯につかるために用いられ，水を循環させる機能及び／又は空気を供給する機能をもち，使用後の排水を意図する機器

注釈 1　渦流浴槽機器には，水を加熱する機能をもつものもある。

3.5.103

渦流スパ（whirlpool spa）

人が湯につかるために用いられ，水を循環させる機能及び／又は空気を供給する機能をもち，使用後の排水を意図しない機器

注釈 1　渦流スパには，水を加熱する機能をもつものもある。

3.5.103A

浴槽内使用機器

機器の充電部を含む部分を既設の浴槽内の水に浸せきして用いることを意図した機器

3.5.103B

オーバーフロー防止機構

JIS DRAFT 2022/07/29

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

浴槽から水があふれないようにするための機構

注釈 1　浴槽内上部に排水口を設け，浴槽に水を溜めたとき，その排水口までしか溜めることが不可能なようにしたり，浴槽の水位を検知して，底部の排水口の開閉を行うものがある。

3.6.4　置換（**3.6.4** の全てを，次に置き換え適用する。）

充電部（live part）

通常使用時に充電する導体又は導電部分

注釈 1　この場合，慣例に従って，中性線は含むが PEN 導体は含まない。

注釈 2　**8.1.4** に適合する可触導電部分であっても，充電部とみなす。ただし，バッテリ交換時を除く。

注釈 3　PEN 導体とは，保護接地線及び中性線の両機能を兼ね備えた保護接地中性線である。

注釈 4　対応国際規格では，“修正”（Modification）としているが，規格利用者の利便性を考慮し，“置換”とした。

4　一般要求事項

一般要求事項は，**JIS C 9335-1**:2014 の**箇条 4** による。

5　試験のための一般条件

試験のための一般条件は，次によるほか，**JIS C 9335-1**:2014 の**箇条 5** による。

5.7　追加（“ある部分の到達温度を”で始まる段落の後に，次を追加し適用する。）

試験結果が水温によって影響を受ける場合，水温を 40 ℃又は制御装置で設定可能な最高温度のいずれか高い方に保つ。

追加

5.101　持ち運び可能な渦流スパは，可搬形機器とはみなさないが，可搬形機器として試験を行う。

6　分類

分類は，次によるほか，**JIS C 9335-1**:2014 の**箇条 6** による。

6.1　置換（**6.1** 全てを，次に置き換え適用する。）

機器は，感電に対する保護に関し，次のいずれかのクラスでなければならない（**附属書 JAA** 参照）。

－　定格電圧が 150 V を超える場合

・　可搬形機器は，クラス II

・　据置形機器は，クラス 0I，クラス I 又はクラス II

－　定格電圧が 150 V 以下の場合

・　可搬形機器は，クラス 0，クラス 0I，クラス I，クラス II 又はクラス III

・　据置形機器は，クラス 0，クラス 0I，クラス I，クラス II 又はクラス III

ただし，水と接触する金属部品をもつ，持ち運び可能な渦流スパは，次のいずれかによる（**附属書 JAA**

JIS DRAFT 2022/07/29

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

参照)。

－ 定格電圧が 150 V 超える場合，クラス 0I 又はクラス I

－ 定格電圧が 150 V 以下の場合，クラス 0，クラス 0I，クラス I 又はクラス III

クラス 0 機器は，浴室内以外の屋内に，二重絶縁又は強化絶縁によって，1 次側と 2 次側とを分離する絶縁変圧器をもつ場合についてだけ適用してよい。

適否は，目視検査及び関連する試験によって判定する。

注記 対応国際規格では，“修正”（Modification）としているが，規格利用者の利便性を考慮し，“置換”とした。

6.2 追加（“適否は，”で始まる段落の前に，次を追加し適用する。）

浴槽と一体になった機器，浴槽内の人が充電部を含む部分に触れる可能性がある機器及び排水口をもつ洗い場に設置する機器は IPX5 以上，浴槽内使用機器は IPX7 以上，その他の機器は IPX4 以上でなければならない。

屋内の **JIS C 0364-7-701** で指定された区域の外に設置することを意図する機器の部分は IPX0 以上とし，その部分を屋外に設置する場合には，IPX4 以上でなければならない（**附属書 JAA** 参照）。

雨水が当たらない場所に設置する場合は，屋内用を適用する。

7 表示，及び取扱説明又は据付説明

表示，及び取扱説明又は据付説明は，次によるほか，**JIS C 9335-1**:2014 の**箇条 7** による。

7.1 追加（“適否は，”で始まる段落の前に，次を追加し適用する。）

電熱素子をもつ機器の場合，浴槽の水質維持のため，機器の噴出口の水温が一時的に 50 ℃を超える間は，機器の噴出口に接近しないよう，又は離水するように注意を促すために，利用者が見やすい場所へ次の趣旨の警告を表示しなければならない。

警告 警告中は噴出口に近づかない旨，又は離水する旨を記載する。

注記 101 消費生活用製品安全法の技術基準省令には，表示に関する追加要求事項が規定されている。

クラス 0I 機器の場合は，利用者が見やすい場所へ次の趣旨の警告を表示しなければならない。ただし，利用者が接地を外せない機器を除く。

警告 必ず接地する旨及び接地せず機器を利用すると感電する危険がある旨を記載する。

7.12 追加（“適否は，”で始まる段落の前に，次を追加する。）

取扱説明書には，清掃その他の保守の詳細を記載しなければならない。

可搬形機器（浴槽内使用機器を除く。）の取扱説明書には，使用中，12 V 以下の安全特別低電圧によって供給する部分を除き，機器の充電部を含む部分は浴槽の上方（浴槽内に落下するおそれがある場所）に位置してはならない旨も記載しなければならない。

浴槽と一体になった機器を除き，浴室内に設置することを意図した機器の取扱説明書には，浴室内仕様である旨を記載しなければならない（**附属書 JAA** 参照）。

JIS DRAFT 2022/07/29

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

渦流スパの取扱説明書には，次に関する情報を記載しなければならない。

－ 水質の維持

注記 101 必要に応じて，水素イオン指数（pH）及び塩素濃度を記載することがある。

－ 洗浄及び消毒

－ 浴槽の蓋（カバー）の使用及び設置

－ 排水

－ 水の凍結による損傷を防護するための予防措置

－ 機器が長期間，空の状態に放置される場合の損傷を防護するための予防措置

－ クラス 0I 機器の場合は，“必ず接地する旨及び接地せず機器を利用すると感電する危険がある旨”。ただし，接地を利用者が外せない機器を除く。

殺菌灯が使用者による交換を意図する場合には，交換に必要な方法を記載しなければならない。

7.12.1 追加（“適否は，”で始まる段落の前に，次を追加し適用する。）

機器の設置説明書には，次の趣旨を記載しなければならない。

－ 充電部を含む部分に，浴槽内の人が触れることが可能であってはならない旨。ただし，次の部分を除く。

・ 12 V 以下の安全特別低電圧によって供給する部分

・ 定格電圧が 150 V 以下の機器であって，浴室外に設置した二重絶縁又は強化絶縁によって 1 次側と 2 次側とを分離する絶縁変圧器によって供給される部分

・ 定格電圧に関係なく，接地が接続されている機器の部分

－ 接地を意図する持ち運び可能な渦流スパは，固定配線の接地されたコンセントに，電源プラグを直接差し込む必要がある旨

－ リモートコントロール装置を除き，電気部品を組み込む部分は，それらが浴槽内に落ちないように配置するか，又は固定しなければならない旨

－ 全ての機器は，定格感度電流が 30 mA 以下の漏電遮断器を介して設置しなければならない旨。ただし，定格感度電流が 15mA 以下の漏電遮断器をもつ場合を除く。

－ 屋外に専用コンセントを設ける場合は，雨水を当てないためのプラスチックボックスなどに収納する旨。また，漏電遮断器及び／又は絶縁変圧器をコンセントとともに収納する場合は，適切な大きさのプラスチックボックスなどを選択する旨

－ クラス 0I 機器の場合は，必ず接地する旨及び接地せず機器を利用すると感電する危険がある旨

設置説明書には，配線規則に従う方法の詳細，例えば，該当する部分の正しい場所への設置，及び等電位ボンディングの接続を指定し，記載しなければならない。

ねじ，その他の恒久的な固定部品で固定することを意図した機器の場合，設置説明書には，機器の固定方法の詳細を記載しなければならない。ただし，その固定方法が明白である場合には，記載しなくてもよい。

注記 101 対応国際規格の**注記 101** は，許容事項であるため，本文に移した。

浴槽と一体になった機器に関する設置説明書には，次を記載しなければならない。

－ 機器を設置する床は，予測する負荷の支持が可能でなければならない。

JIS DRAFT 2022/07/29

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

－　オーバーフローする水を処理するために，適切な排水システムを備えなければならない。

8　充電部への接近に対する保護

充電部への接近に対する保護は，次によるほか，**JIS C 9335-1**:2014 の**箇条 8** による。

8.1.4　置換（**8.1.4** 全てを，次に置き換え適用する。）

電気が通じている全ての部分は，その電圧に関係なく充電部とみなす。

適否は，機器に定格電圧を供給したときの測定によって判定する。

注記　対応国際規格では，“修正”（Modification）としているが，規格利用者の利便性を考慮し，“置換”とした。

9　モータ駆動機器の始動

モータ駆動機器の始動は，この規格では規定しない。

10　入力及び電流

入力及び電流は，**JIS C 9335-1**:2014 の**箇条 10** による。

11　温度上昇

温度上昇は，次によるほか，**JIS C 9335-1**:2014 の**箇条 11** による。

11.8　追加（“保護装置は作動してはならず，”で始まる段落の後に，次を追加し適用する。）

電熱素子をもつ機器の場合，浴槽への噴出口の水温は 50 ℃以下でなければならない。ただし，**7.1** 及び **22.105A** に規定する要求事項に適合する場合には，使用者に対して，音，発光，ディスプレイ表示などによって警告を発している間の，噴出口の水温は 50 ℃を超えてもよい。

12　（規定なし）

13　動作温度での漏えい電流及び耐電圧

動作温度での漏えい電流及び耐電圧は，**JIS C 9335-1**:2014 の**箇条 13** による。

14　過渡過電圧

過渡過電圧は，**JIS C 9335-1**:2014 の**箇条 14** による。

JIS DRAFT 2022/07/29

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

15　耐湿性等

耐湿性等は，次によるほか，**JIS C 9335-1**:2014 の**箇条 15** による。

15.1　追加（**注記**の後に，次を追加し適用する。）

12 V 以下の安全特別低電圧によって供給される部分の絶縁体の水の痕跡は，無視する。

15.1.2　追加（“着脱できる部分は取り外し，”で始まる段落の後に，次を追加する。）

機器は，サイドパネルが機器と一体でない場合，サイドパネルを取り付けないで試験する。ただし，取り外しに工具を必要とする場合には，機器と一体であるとみなす。

16　漏えい電流及び耐電圧

漏えい電流及び耐電圧は，**JIS C 9335-1**:2014 の**箇条 16** による。

17　変圧器及びその関連回路の過負荷保護

変圧器及びその関連回路の過負荷保護は，次によるほか，**JIS C 9335-1**:2014 の**箇条 17** による。

追加（“適否は，”で始まる段落の後に，次を追加し適用する。）

殺菌用電解槽（クロリネータセル）の機能をもつ機器の場合には，保護装置が作動する最低電流の 95 % となるような負荷を加えて試験を繰り返す。試験は，定常状態に達するまで行う。

18　耐久性

耐久性は，この規格では規定しない。

19　異常運転

異常運転は，次によるほか，**JIS C 9335-1**:2014 の**箇条 19** による。

19.2　追加（**注記**の前に，次を追加し適用する。）

水を循環させる機能をもつ機器に対しては，浴槽に水を満たし，機器を運転する。その後，電源を切り，浴槽を空にする。次に，電熱素子に電源を入れ，可能な場合は，ポンプを動作状態又は休止状態のいずれか厳しい状態にする。

空気を供給する機能をもつ機器に対しては，空気の入口及び出口を塞ぐ。次に，可能な場合には，送風機を動作状態で，電熱素子に電源を入れる。

19.7　追加（“複数のモータをもつ機器の場合には，”で始まる段落の後に，次を追加し適用する。）

浴槽には，通常動作に規定するとおりに，水を満たして試験を行う。

19.13　追加（“試験中に，炎，”で始まる段落の後に，次を追加し適用する。）

JIS DRAFT 2022/07/29

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

浴槽を水で満たして異常運転する試験の場合において，水を加熱する機能をもつ機器の噴出口の水温は，**箇条 11** に従って測定したとき，55 ℃以下でなければならない。

20　安定性及び機械的危険

安定性及び機械的危険は，**JIS C 9335-1**:2014 の**箇条 20** による。

21　機械的強度

機械的強度は，次によるほか，**JIS C 9335-1**:2014 の**箇条 21** による。

21.1　追加（**注記**の後に，次を追加し適用する。）

屋外用の機器は，24 時間，－10 ℃の温度で前処理した後，衝撃試験を実施する。

機器が前処理室に対して大きすぎる場合，機器の部分単位で別々に前処理してもよい。この場合，前処理後すぐに，再組立しないで，衝撃試験を実施する。

充電部への接近に対する保護を備える水の容器には，1.0 J の衝撃力を加える。

22　構造

構造は，次によるほか，**JIS C 9335-1**:2014 の**箇条 22** による。

22.33　追加（“適否は，”で始まる段落の前に，次を追加する。）

導電性の液体は，交流 12 V 以下又は直流 17 V 以下の安全特別低電圧によって供給する充電部に直接，接してもよい。

注記 101　これは，**箇条 8** において禁止した充電部への直接的な接近を容認するものではない。

浴槽内の人が触れるおそれがある操作部などの部品は，交流 12 V 以下又は直流 17 V 以下の安全特別低電圧によって供給しなければならない。

定格電圧が 150 V 以下の機器では，**JIS C 8300** に適合する高速形の定格感度電流が 15 mA 以下の漏電遮断器を浴室内以外の屋内に備えなければならない。

追加

22.101　機器が空気を供給する機能をもつ場合には，水がモータに入り込まず，かつ，水が充電部又は基礎絶縁に接触しない構造でなければならない。

適否は，次の試験によって判定する。

浴槽と一体になった機器のオーバーフロー防止機構の全ての排水口を塞ぎ，水が浴槽からあふれるまで入れる。逆流防止弁は，一度に一つずつ無効にする。

既設の浴槽と一緒に用いる独立した機器は，床に置く。ただし，可搬形の噴気部は，水を満たした浴槽の中に置き，その後，噴気部を高さ 2 m 以下の範囲で，機器の構造上可能な最も不利な位置に持ち上げる。

JIS DRAFT 2022/07/29

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

逆流防止弁は，一度に一つずつ無効にする。

試験は，ホースの接続が可能な全ての方法で行う。

試験後，絶縁上に，沿面距離及び空間距離が**箇条 29** に規定する値未満に減少するおそれのある水の痕跡があってはならない。

22.102　浴槽と一体になった機器の場合は，浴槽を空にした後に装置内の残水量（次に浴槽を用いるときに再循環する水量）は，0.5 L 又は浴槽の容積の 0.2 %のいずれか少ない方の量以下となる構造でなければならない。

浴槽の容積は，水がオーバーフロー防止機構の排水口から流れ出すまで満たした量か，又は浴槽の水位を設定可能な場合は，水位が最も少なくなるように設定した場合のいずれか少ない方とする。

適否は，化学的希釈，質量の測定，容積の測定などの適切な方法によって判定する。残水処理機構をもつ機器は，その処理後に判定する。

22.103　機器は，危険になるおそれがある場合，髪の毛が吸入口の穴に吸い込まれない構造でなければならない。

適否は，次の試験によって判定する。

－　浴槽は，通常動作の条件に従って，水を満たす。

－　試験に用いる毛髪（以下，試験用毛髪という。）は，細い又は中くらいの太さの質量 50 g の人間の毛髪を一束にして，直径 25 mm の木製の棒に取り付けたものとし，毛髪の固定されていない部分の長さは 400 mm とする。

注記 1　“細い又は中くらいの太さ”とは，日本人の髪の毛の太さが約 0.05 mm～0.15 mm であるため，約 0.05 mm～0.1 mm であると考えるのが妥当である。

－　木製の棒は，吸引口に毛髪が届くのに十分な長さとする。

－　試験用毛髪は，あらかじめ 2 分間以上浴槽内の水に浸しておく。

試験用毛髪を吸入口に置いた状態で，機器に定格電圧を供給する。機器の動作中に試験用毛髪を一方の側から他方の側へ 2.5 分間にわたって吸入口に吸い込まれるように動かす。

次の方向に向けて試験用毛髪が吸入口から離れるまで引っ張り，その引張力を測定する。

a)　垂直の方向

b)　垂直に対して約 40°の任意の方向

全ての引張力は，20 N を超えてはならない。

機器が吸入口に着脱可能なカバーをもつ場合には，カバーを付けた状態及び外した状態のそれぞれについて試験する。試験中，髪の毛でカバーを払い，吸込口から遠ざける。

試験は，5 回行う。

機器に吸入口が複数ある場合には，それぞれについて順番に試験する。

試験用毛髪は，もつれないように定期的にブラシをかける。

注記 2　消費生活用製品安全法の技術基準省令には，構造に関する追加要求事項が規定されている。

JIS DRAFT 2022/07/29

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

22.104　可搬形機器は，小さな物体が侵入し，充電部に接触するような底面の開口部があってはならない。

適否は，目視検査及び支持面と開口部を通した充電部との距離を測定することによって判定する。この距離は，20 mm 以上でなければならない。

22.105　渦流スパは，必要な水の清浄レベルを達成するために，水のろ過システムを組み込まなければならない。ろ過システムは，水の水素イオン指数（pH 値）を自動的に制御するものでなくてもよい。

適否は，目視検査によって判定する。

22.105A　電熱素子をもつ機器の場合，浴槽の水質維持のため，機器の噴出口の水温が一時的に 50 ℃を超える場合，音，発光，ディスプレイ表示などによって警告を発する機構を設けなければならない。この機構は，警告を発している間，使用者が機器の噴出口に接近しないように，又は離水するように促されていることが明確に認識されるものでなければならない。

適否は，目視，聴覚などの検査によって判定する。

22.105B　殺菌灯をもつ機器の場合，紫外線ランプ，カバーなどを通常に取り付けた状態において，殺菌灯の光線が直接外部に漏れない構造でなければならない。

適否は，目視検査によって判定する。

22.106　クラス 0I 又はクラス I の持ち運び可能な渦流スパは，水と接触する全ての金属部品は，保護接地接続しなければならない。水と接触する金属部品は，耐食性でなければならない。

水と接触する電熱素子の金属部分は，二重絶縁又は三層以上からなる強化絶縁によって充電部から分離しなければならない。水と接触する他の金属部品は，保護接地に接続した部分を除き，二重絶縁又は強化絶縁によって充電部から分離しなければならない。

適否は，目視検査及び関連する試験によって判定する。

23　内部配線

内部配線は，**JIS C 9335-1**:2014 の**箇条 23** による。

24　部品

部品は，次によるほか，**JIS C 9335-1**:2014 の**箇条 24** による。

24.2　**置換**（“可とうコードの中間に”で始まる細別を，次に置き換え適用する。）

－　可とうコードの中間に接続したスイッチ又は自動調節器。ただし，スイッチ又は自動調節器のタイプに応じて，次の試験を行ったとき，試験に適合する場合は，可とうコードの中間に接続して取り付けてもよい。ただし，浴室内以外の屋内の床上に固定して用いることを意図する機器は，**a)**の試験，浴室内以外の屋内の壁などへ取り付けて用いることを意図する機器は，**a)**及び **b)**の試験を実施する。

a)　**静荷重試験**　試験品を厚さ 10 mm 以上の表面が平らな木台の上に通常動作状態に置き，底面の形状が正方形で，一辺の長さが 100 mm，質量が 60 kg のおもりを機器上部に 1 分間置く。

試験後，**8.1**，**15.1** 及び**箇条 29** に適合しなくなるような損傷が生じてはならない。疑義を生じた

JIS DRAFT 2022/07/29

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

場合，付加絶縁又は強化絶縁について，**16.3** に規定する耐電圧試験を行う。

大きさが 100 mm×100 mm×30 mm の砂を入れた袋を，おもりの一部として用いてもよい。

b) **落下試験**　コンクリートの床上に置いた厚さが 30 mm の表面が平らなラワン板の中央部に，機器の底面がラワン板の面に平行になるようにし，機器を高さ 70 cm から 3 回落下させる。

試験後，**8.1**，**15.1** 及び**箇条 29** に適合しなくなるような損傷が生じてはならない。疑義を生じた場合，付加絶縁又は強化絶縁について，**16.3** に規定する耐電圧試験を行う。

追加

24.101　**19.4** の要求事項に適合させるために，機器に組み込む温度過昇防止装置は，非自己復帰形でなければならない。

適否は，目視検査によって判定する。

24.102　クラス III 機器は，IPX4 以上の安全絶縁変圧器から供給を受けなければならない。ただし，浴室内以外の水と接触することがない屋内に設置する安全絶縁変圧器は，IPX0 にしてもよい。

適否は，目視検査によって判定する。

25　電源接続及び外部可とうコード

電源接続及び外部可とうコードは，次によるほか，**JIS C 9335-1**:2014 の**箇条 25** による。

25.1　**追加**（“適否は，目視検査に”で始まる段落の前に，次を追加し適用する。）

持ち運び可能な渦流スパは，プラグ付き電源コードだけを備えなければならない。電源コードの長さは，5 m 以上でなければならない。

注記 101　対応国際規格では，“修正”（Modification）としているが，規格利用者の利便性を考慮し，“追加”とした。

25.5　**追加**（“平形平行金糸コードは，”で始まる段落の前に，次を追加し適用する。）

持ち運び可能な渦流スパには，X 形取付けによって取り付けてはならない。

25.7　**追加**（“クラス III 機器の電源コードは，適切に”で始まる段落の前に，次を追加し適用する。）

持ち運び可能な渦流スパの電源コードは，ゴム被覆コードと同等以上の特性でなければならない。それらの特性は，オーディナリークロロプレン又はその他の合成エラストマーシース付きコード（コード分類 60245IEC57）と同等以上の特性でなければならない。

26　外部導体用端子

外部導体用端子は，**JIS C 9335-1**:2014 の**箇条 26** による。

27　接地接続の手段

接地接続の手段は，次によるほか，**JIS C 9335-1**:2014 の**箇条 27** による。

JIS DRAFT 2022/07/29

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

27.2　追加（“適否は，目視検査”で始まる段落の前に，次を追加し適用する。）

クラスI機器は，外部等電位ボンディング導体を接続するための端子を設けなければならない。

28　ねじ及び接続

ねじ及び接続は，**JIS C 9335-1**:2014 の**箇条 28** による。

29　空間距離，沿面距離及び固体絶縁

空間距離，沿面距離及び固体絶縁は，次によるほか，**JIS C 9335-1**:2014 の**箇条 29** による。

29.2　追加（“導電性の汚れを伴う”で始まる細別の後に，次の細別を追加し適用する。）

－　機器の通常使用時に，絶縁が汚損にさらされることがないように密閉又は設置されない場合には，汚損度 3 を適用する。

30　耐熱性及び耐火性

耐熱性及び耐火性は，次によるほか，**JIS C 9335-1**:2014 の**箇条 30** による。

30.1　追加（“この要求事項は，”で始まる段落の後に，次を追加し適用する。）

殺菌用電解槽の電極保持部には，その保持部が軟化することによって，感電又は火災の危険が生じるおそれがある場合に限り，この要求事項を適用する。

注記 101　感電の危険とは，例えば，電極が可触金属部に接触したときの漏えい電流が，**13.2** に規定する限度値を超える場合をいう。

30.2.1　追加（“非金属材料の部分に”で始まる段落の後に，次を追加し適用する。）

また，通常の使用状態で，殺菌用電解槽などの通水する部分もグローワイヤ試験を行わない。

30.2.2　この規格では，適用しない。

30.2.3　追加（“人の注意が行き届かない状態で”で始まる段落の細別の最後に，次を追加し適用する。）

－　通常の使用状態で，殺菌用電解槽などの通水する部分

31　耐腐食性

耐腐食性は，**JIS C 9335-1**:2014 の**箇条 31** による。

32　放射線，毒性その他これに類する危険性

放射線，毒性その他これに類する危険性は，**JIS C 9335-1**:2014 の**箇条 32** による。

JIS DRAFT 2022/07/29

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

附属書

附属書は，次を除き，**JIS C 9335-1**:2014 の附属書による。

JIS DRAFT 2022/07/29

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

追加

附属書 JAA
（参考）
機器分類及び要求レベル

機器分類及び要求レベルを，**表 JAA.1** に示す。**表 JAA.1** の設置番号による使用場所は，**図 JAA.1** に図示する。

JIS DRAFT 2022/07/29

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

表 JAA.1－機器分類及び要求レベル

機器の種類		感電に対する保護	設置番号	設置場所	水に対する保護等級
可搬形機器	定格電圧が150 V を超える機器	クラス II	1， 2-1 又は 3	浴室内 （浴槽内の人が充電部を含む部分に触れる可能性がある場所。洗い場及び浴槽と一体になった機器を含む。）	IPX5
			2-2	浴室内以外の屋内	IPX0
			2-3	浴室内以外の屋外	IPX4
	定格電圧が150 V 以下の機器	クラス 0 [b)] クラス 0I [c)] クラス I クラス II クラス III [a)]	1， 2-1 又は 3	浴室内 （浴槽内の人が充電部を含む部分に触れる可能性がある場所。洗い場及び浴槽と一体になった機器を含む。）	IPX5
			2-2	浴室内以外の屋内	IPX0
			2-3	浴室内以外の屋外	IPX4
			4	浴槽内	IPX7
据置形機器	定格電圧が150 V を超える機器	クラス 0I [c)] クラス I クラス II	1， 2-1 又は 3	浴室内 （浴槽内の人が充電部を含む部分に触れる可能性がある場所。洗い場及び浴槽と一体になった機器を含む。）	IPX5
			2-2	浴室内以外の屋内	IPX0
			2-3	浴室内以外の屋外	IPX4
	定格電圧が150 V 以下の機器	クラス 0 [b)] クラス 0I [c)] クラス I クラス II クラス III [a)]	1， 2-1 又は 3	浴室内 （浴槽内の人が充電部を含む部分に触れる可能性がある場所。洗い場及び浴槽と一体になった機器を含む。）	IPX5
			2-2	浴室内以外の屋内	IPX0
			2-3	浴室内以外の屋外	IPX4
			4	浴槽内	IPX7
水と接触する金属部品をもつ，持ち運び可能な渦流スパ	定格電圧が150V を超える機器	クラス 0I [c)] クラス I	1， 2-1 又は 3	浴室内 （浴槽内の人が充電部を含む部分に触れる可能性がある場所。洗い場及び浴槽と一体になった機器を含む。）	IPX5
			2-2	浴室内以外の屋内	IPX0
			2-3	浴室内以外の屋外	IPX4
	定格電圧が150V 以下の機器	クラス 0 [b)] クラス 0I [c)] クラス I クラス III [a)]	1， 2-1 又は 3	浴室内 （浴槽内の人が充電部を含む部分に触れる可能性がある場所。洗い場及び浴槽と一体になった機器を含む。）	IPX5
			2-2	浴室内以外の屋内	IPX0
			2-3	浴室内以外の屋外	IPX4
			4	浴槽内	IPX7

JIS DRAFT 2022/07/29

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

表 JAA.1－機器分類及び要求レベル（続き）

注 a)	交流 12 V 以下又は直流 17V 以下の安全特別低電圧によって供給される，浴槽内の人が触れるおそれがある操作部などの部品を含む。
注 b)	二重絶縁又は強化絶縁によって，1 次側と 2 次側とを分離する絶縁変圧器を浴室内以外の屋内にもつ場合に限る。
注 c)	必ず接地する旨，及び接地せず機器を利用すると感電する危険がある旨の表示を行う場合に限る。

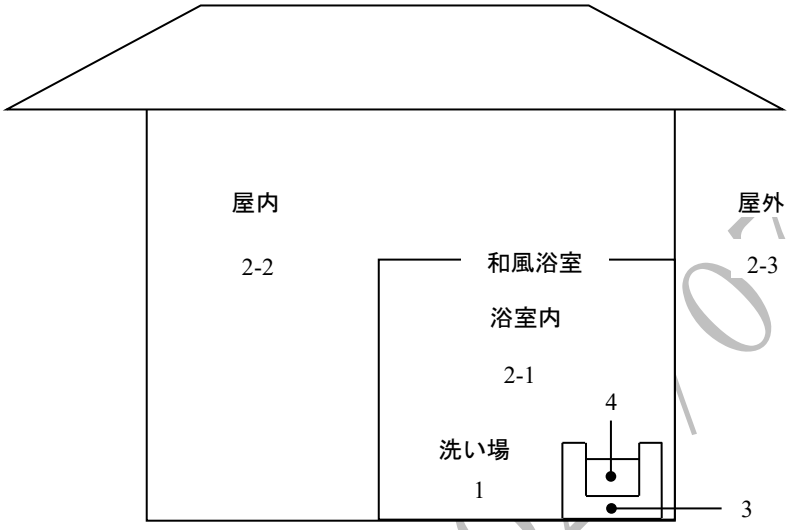

a)　和風浴室の場合

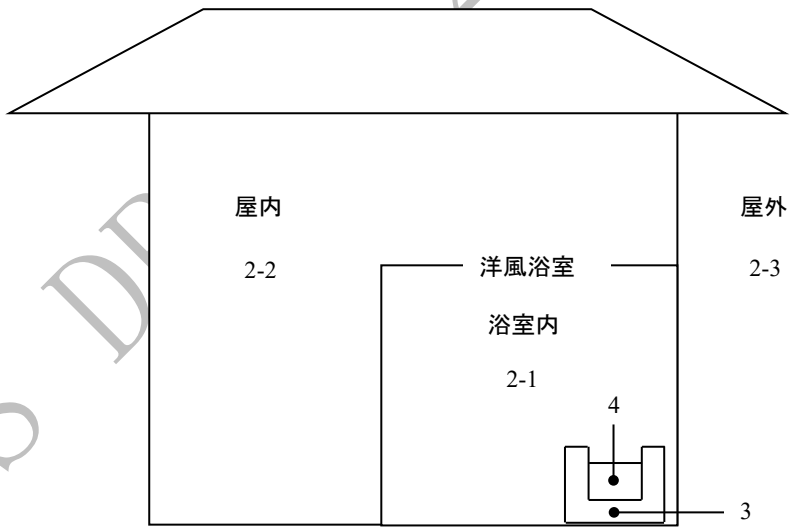

b)　洋風浴室の場合

記号説明

1　：洗い場（和風浴室に限る。）（**JIS C 0364-7-701** で指定された区域 1 及び区域 2）
2-1 ：浴室内（**JIS C 0364-7-701** で指定された区域 1 及び区域 2。ただし，浴槽内を除く。）
2-2 ：浴室内以外の屋内（雨水が当たらない構造とした場合を含む。）（**JIS C 0364-7-701** で指定された区域以外）
2-3 ：浴室内以外の屋外（**JIS C 0364-7-701** で指定された区域以外）
3　：浴槽と一体になった機器（**JIS C 0364-7-701** で指定された区域以外）
4　：浴槽内（**JIS C 0364-7-701** で指定された区域 0）

図 JAA.1－設置番号の配置イメージ

JIS DRAFT 2024/07/29

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

参考文献

参考文献は，次によるほか，**JIS C 9335-1**:2014 の参考文献による。

追加

JIS C 9335-2-207　家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-207 部：水電解器の個別要求事項

JIS DRAFT 2022/07/29

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

附属書 JBB
（参考）
JIS と対応国際規格との対比表

JIS C 9335-2-2-60	**IEC 60335-2-60**:2017，（MOD）

a) JIS の箇条番号	**b)** 対応国際規格の対応する箇条番号	**c)** 箇条ごとの評価	**d) JIS** と対応国際規格との技術的差異の内容及び理由	**e) JIS** と対応国際規格との技術的差異に対する今後の対策
1	1	追加	屋外用の渦流浴槽機器，渦流スパ及びこれらに類する機器を適用範囲に含めた。	**IEC** 規格への改正提案を行う。
3.1.9	3.1.9	追加	**IEC** 規格で考慮されていない，既設の浴槽に対応した。	我が国の事情のため，**IEC** 規格への提案は行わない。
		追加	**IEC** 規格で考慮されていないオーバーフロー防止機構のない和風浴室用の浴槽の水位条件を追加した。	我が国の事情のため，**IEC** 規格への提案は行わない。
		変更	**IEC** 規格では，浴槽の深さを 200 mm としているが，既設の浴槽と一緒に用いる浴槽内使用機器が動作可能な水位である水位条件として約 500 mm の水位に変更した。	我が国の事情のため，**IEC** 規格への提案は行わない。
3.5.103A	－	追加	**IEC** 規格で考慮されていない既設の浴槽内に浸せきして用いる機器の定義を追加した。	**IEC** 規格への改正提案を行う。
3.5.103B	－	追加	オーバーフロー防止機構の定義を追加し，より明確にした。	**IEC** 規格への改正提案を行う。
3.6.4	3.6.4	追加	**IEC** 規格で考慮されていないバッテリ交換時に可触となる部分は，充電部とはみなさないこととした。	**IEC** 規格への改正提案を行う。
6.1	6.1	追加	定格電圧が 150 V を超える据置形機器でクラス 0I を，定格電圧が 150 V 以下の可搬形機器でクラス 0I 及びクラス I を，据置形機器でクラス 0I を，水と接触する金属部品をもつ，持ち運び可能な渦流スパで定格電圧が 150 V を超える場合でクラス 0I を，定格電圧が 150 V 以下の場合で，クラス 0I をそれぞれ認めた。ただし，接地を利用者が外すと危険なため，“必ず接地する旨及び接地せず機器を利用すると感電の危険がある旨。”の表示を行うこととした（7.12 参照）。	電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈（以下，技術基準の解釈という。）別表第八 78 の 2 で認められている方法でクラス 0I 機器を認め，同じ接地で保護しているクラス I 機器も認めた。**IEC** 規格への提案は行わない。
		追加	定格電圧が 150 V 以下の可搬形機器，据置形機器及び水と接触する金属部品をもつ持ち運び可能な渦流スパで，絶縁変圧器でクラス 0 を認めた。	技術基準の解釈別表第八 78 の 2 で認められている方法でクラス 0 機器を認めているため，**IEC** 規格への提案は行わない。

JIS DRAFT 2022/07/29

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

a) JIS の箇条番号	b) 対応国際規格の対応する箇条番号	c) 箇条ごとの評価	d) JIS と対応国際規格との技術的差異の内容及び理由	e) JIS と対応国際規格との技術的差異に対する今後の対策
6.2	6.2	追加	浴槽と一体になった機器及び浴室内設置機器は，ホースで水を掛けることを想定しているため，IPX5 以上を，浴槽内使用機器は，水没を想定しているため，IPX7 以上を規定した。	**IEC** 規格にない水に対する保護クラスを規定した。 **IEC** 規格への改正提案を行う。
		追加	屋内の浴室の区域以外（シャワーが当たらない範囲）に設置する機器の部分は IPX0 でよく，その部分を屋外に置く場合は IPX4 以上を規定した。	**IEC** 規格にない機器の部分を屋外に設置の場合などの水に対する保護クラスを規定した。 **IEC** 規格への改正提案を行う。
		追加	屋外でも雨水が当たらない収納などに機器又は機器の部分を納める場合は，機器又は機器の部分は屋内に設置したことと同じとみなすこととした。	屋内の浴室の区域と同じ考え方のため，**IEC** 規格への提案は行わない。
7.1	7.1	追加	電熱素子をもつ機器の場合で，水質維持のため，噴出口の水温が一時的に 50 ℃を超えるときの利用者が見やすい場所への警告表示を追加した。	我が国の事情によるため，**IEC** 規格への提案は行わない。
		追加	クラス 0I 機器の場合は，利用者が接地を外すおそれがあるため，使用者が見やすい場所への警告表示を追加した。なお，ジェット噴流バスなど，浴室ごとに供給する機器など，利用者が接地を外せない場合を除外した。	技術基準の解釈別表第八の 78 の 2 で認められている方法でクラス 0I 機器を認めているため，**IEC** 規格への提案は行わない。
7.12	7.12	追加	**IEC** 規格では，いかなる部分も浴槽の上方に位置してはならないとあるが，可搬形機器の充電部を含まない部分は，浴槽の上方に位置してもよいこととした。	**IEC** 規格への改正提案を行う。
		追加	浴槽と一体になった機器は，附属書 JAA の 3 に位置するため，浴室内ではないことを規定した。	我が国の事情によるため，**IEC** 規格には提案を行わない。
		変更	**IEC** 規格では，pH 及び残留塩素濃度の表示を要求しているが，この規格では pH の表示がないため修正した。塩素による殺菌をする場合は，水の水素イオン指数（pH）によっては殺菌が効かない場合及び塩素臭が強くなるため，必要に応じて取扱説明書に記載することとした。なお，注記としたのは，我が国では必須の要求事項でないためである。	我が国の事情であるため，**IEC** 規格への提案は行わない。

JIS DRAFT 2022/07/20

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

a) JIS の箇条番号	b) 対応国際規格の対応する箇条番号	c) 箇条ごとの評価	d) JIS と対応国際規格との技術的差異の内容及び理由	e) JIS と対応国際規格との技術的差異に対する今後の対策
7.12	7.12	追加	渦流スパに関する取扱説明書に，利用者が接地を外すおそれがあるため，“クラス 0I 機器の場合は，必ず接地する旨及び接地せず機器を利用すると感電する危険がある旨”を記載することを規定した。なお，ジェット噴流バスなど，浴室ごとに供給する機器では，利用者が接地を取り外せない場合を除外した。	技術基準の解釈別表第八の 78 の 2 で認められている方法でクラス 0I 機器を認めているため，**IEC** 規格への提案は行わない。
		追加	殺菌灯を使用者が交換する場合は，直視しないなど適切な方法を記載することを要求した。	**IEC** 規格への改正提案を行う。
7.12.1	7.12.1	追加	技術基準の解釈別表第八の 78 の 2 で認められている方法，絶縁変圧器，定格電圧に関係なく，接地が接続されている機器の部分を設置説明書に記載することとした。	技術基準の解釈別表第八の 78 の 2 で認められている方法を認めているため，**IEC** 規格への提案は行わない。
		削除	我が国では，固定配線に接続する機器だけではないため，**IEC** 規格の“接地した機器は，接地された持ち運び可能な渦流スパを除き，恒久的に固定配線に接続しなければならない”を削除した	我が国の事情であるため，**IEC** 規格への提案は行わない。
		変更	定格感度電流が 15 mA 以下の漏電遮断器をもつ場合，定格感度電流が 30 mA の漏電遮断器は不要となるため変更した。	技術基準の解釈別表第八の 78 の 2 で認められている方法を認めているため，**IEC** 規格への提案は行わない。
		追加	屋外に専用コンセントを設ける場合の記載要求の規定を追加した。	我が国の事情であるため，**IEC** 規格には提案しない。
		追加	クラス 0I 機器の場合は，利用者が接地を外すおそれがあるため，必ず接地する旨及び接地せず機器を利用すると感電する危険がある旨を記載することを追加した。	我が国の事情であるため，**IEC** 規格への提案は行わない。
		追加	ねじなどで恒久的に固定する部品に関して，固定方法が明白である場合は，設置説明書に対する記載は不要とした。	**IEC** 規格への改正提案をおこなう。
		追加	設置説明書に浴槽と一体になった機器の床の負荷及びオーバーフロー水の排水に関する事項を，記載することとした。	我が国の事情であるため，**IEC** 規格への提案は行わない。
11.8	11.8	追加	使用者へ，噴出口に近づかない旨の警告を発している間に限り，浴槽の水質維持のために，一時的に（50 ℃を超える）高温が発生することを許容した。	我が国の事情であるため，**IEC** 規格への提案は行わない。

JIS DRAFT 2022/07/29

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

a) JIS の箇条番号	b) 対応国際規格の対応する箇条番号	c) 箇条ごとの評価	d) JIS と対応国際規格との技術的差異の内容及び理由	e) JIS と対応国際規格との技術的差異に対する今後の対策
15.1.2	15.1.2	追加	通則の 15.1.2 では，着脱できる部分は取り外して試験をし，機器と一体の場合は，取り外さないで試験をするとある。通則と同様に，機器と一体かどうかの判断を取り外しに工具を必要とするかで判断することとした。	我が国の事情であるため，**IEC** 規格への提案は行わない。
19.13	19.13	変更	空運転では水温の測定が不可能なため，浴槽を水で満たすこととした。	我が国の事情であるため，**IEC** 規格への提案は行わない。
21.1	21.1	変更	屋外で使用することを意図した機器なので，－10 ℃に冷やしての衝撃試験を適用した。	**IEC** 規格への改正提案を行う。
22.33	22.33	変更	我が国では，従前から直流 17 V 以下の SELV によって供給する充電部を認めてきた経緯があり，事故もないことから，充電部に導電性の液体が直接，接触してもよいとした。	我が国の事情のため，**IEC** 規格への提案は行わない。
		変更	我が国では，従前から直流 17 V 以下の SELV によって供給する充電部を認めてきた経緯があり，事故もないことから，浴槽内の人が触れるおそれがある操作部などの部品についても，直流 17 V 以下の SELV 電圧を供給してもよいこととした。	我が国の事情であるため，**IEC** 規格への提案は行わない。
		変更	技術基準の解釈別表第八の 78 の 2 では，漏電遮断器が必須であるが，高速形の定格感度電流が 15 mA 以下にする場合，**IEC** 規格の要求から比べると過剰になるため，定格電圧が 150 V 以下の機器に限定することとした。なお，高速形の漏電遮断器を規定した基準省令の解釈別表第四は，**JIS C 8300** に **JIS** 化され，定格感度電流が 15 mA 以下の漏電遮断器は，この技術基準の解釈別表第八固有のものであるとの解釈に従った記載とした。	我が国の事情のため，**IEC** 規格への提案は行わない。
22.101	22.101	変更	渦流浴槽だけでなく，浴槽と一体になった機器にも同様の浴槽を満水にする試験を行うこととした。	我が国の事情のため，**IEC** 規格への提案は行わない。
22.102	22.102	変更	浴槽と一体になった機器では，機器の内部の水を排水するために機器を傾けることが可能でないため，浴槽と一体になった機器だけ残水量規定を要求した。 自動でドレーン（排水弁）を開閉する機器では，排水処理後に判定することとした。	我が国の事情のため，**IEC** 規格への提案は行わない。
22.105A	－	追加	使用者への噴出口に近づかない旨の警告を発する機構について，音，発光，ディスプレイ表示などを伴う警告に関する要求事項を追加した。	**IEC** 規格への改正提案を行う。

JIS DRAFT 2022/07/29

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

a) JIS の箇条番号	b) 対応国際規格の対応する箇条番号	c) 箇条ごとの評価	d) JIS と対応国際規格との技術的差異の内容及び理由	e) JIS と対応国際規格との技術的差異に対する今後の対策
22.105B	－	追加	殺菌灯の光線が通常使用において紫外光が漏れると危険なため，漏れない構造であることを追加した。	IEC 規格への改正提案を行う。
22.106	22.106	追加	水と接触する金属部品は，保護接地に接続し耐食性とする要求に関してクラス 0I 機器にも適用した。	我が国の事情のため，IEC 規格への提案は行わない。
		変更	水と接触する電熱素子の金属部分は，感電保護を高めるために，IEC 規格のとおり絶縁強化を要求し，水と接触する他の金属部品を，保護接地接続を行うことで，絶縁強化から除外した。	IEC 規格への改正提案を行う。
24.2	24.2	変更	規定する試験に適合する場合は，可とうコードの中間にスイッチ又は自動調節器の接続を認めることとした。	IEC 規格への改正提案を行う。
24.102	24.102	追加	6.2 では，IPX4 以上と規定しているが，水と接触指摘することがない浴室内以外の屋内に設置する安全絶縁変圧器は IPX0 を認めた。	IEC 規格への改正提案を行う。
25.1	25.1	削除	我が国の機器は，固定配線に接続する機器だけではないので，IEC 規格で規定した“持ち運び可能な渦流スパを除き，クラス I 機器は固定配線への恒久的な接続でなければならない。”を削除した。	我が国の事情のため，IEC 規格への提案は行わない。
30.1	30.1	変更	殺菌用電解槽の電極保持部については，軟化によって感電又は火災の危険が生じるおそれがある場合に限り，試験を適用することとした。	我が国の事情のため，IEC 規格への提案は行わない。
30.2.1	30.2.1	変更	JIS C 9335-2-207 と同様に，電解槽では水が満たされており，発火時に水で消火されると解釈してグローワイヤ試験を適用除外とした。	我が国の事情のため，IEC 規格への提案は行わない。
30.2.3	30.2.3	変更	30.2.1 と同じ	我が国の事情のため，IEC 規格への提案は行わない。
附属書 JAA	－	追加	機器分類及び要求レベルを，表 JAA.1 及び図 JAA.1 に示した。	我が国の事情のため，IEC 規格への提案は行わない。

注記 1 箇条ごとの評価欄の用語の意味を，次に示す。
- 削除：対応国際規格の規定項目又は規定内容を削除している。
- 追加：対応国際規格にない規定項目又は規定内容を追加している。
- 変更：対応国際規格の規定内容又は構成を変更している。

注記 2 JIS と対応国際規格との対応の程度の全体評価の記号の意味を，次に示す。
- MOD：対応国際規格を修正している。

JIS DRAFT 2022/07/29

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。